

美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務

プロポーザル募集要領

令和5年12月12日

米子市教育委員会事務局こども政策課
米子市こども総本部こども政策課

目 次

1	目的	P 2
2	概要	P 2
3	本基本設計業務の内容	P 2
4	参加資格要件	P 3
5	参加申込手続	P 4
6	現地説明会	P 4
7	プロポーザル【技術提案】の提案課題	P 4
8	技術提案書の記載上の留意事項	P 5
9	審査方法等	P 5
10	質問の受付	P 6
11	本基本設計業務の委託契約	P 7
12	著作権及び工業所有権等	P 7
13	その他	P 7
14	問合せ先	P 8

1 目的

本事業は、美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事の基本設計業務を実施するにあたり、適切な技術力及び創造力を有する者を設計者として選定することを目的とする。

2 概要

(1) プロポーザルの名称

美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

(2) 本プロポーザルの内容

本プロポーザルは、美保中学校区義務教育学校校舎等及び幼保連携型認定こども園園舎等新築工事の基本設計業務（以下「本基本設計業務」という。）に係る企画の提案である。

(3) 予算額

本基本設計業務の予算額は、79,238,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、これを上回る価格の提案は、受け付けない。

(4) 概算総事業費

美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事（以下「本工事」という。）に係る概算総事業費（基本設計、地質調査、実施設計、及び施工業務等）は、約77億円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

(5) 履行期間

契約の締結日から令和6年12月31日まで。

3 本基本設計業務の内容

- (1) 本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、「業務委託概要書」（資料1）に示された水準を、効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を発揮して提案を行うこと。

なお、本工事の目的と矛盾しない限りにおいて、「業務委託概要書」（資料1）に示されていない部分について安全性又は効率性を向上させるような提案があれば、市は、その具体性及びコストの適切性に基づいて、これを適切に評価する。

- (2) 「業務委託概要書」（資料1）において市が具体的な仕様等を定めている部分についても、市は、その仕様と同等又はそれ以上の性能を有し、かつ、本工事の目的と矛盾しないことを参加希望者が明確に示した場合に限り、代替的な仕様の提案を認めるものとする。

なお、参加希望者は、「美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事に係る基本的な考え方」（資料2）を参考に提案を行うこと。

- (3) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、「美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事に係る基本的な考え方」を踏まえ、本市と協議をしながら仕様を確定する。そのため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。

- (4) 本市は令和5年3月に「ゼロカーボン米子市役所アクションプラン～第3次米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）～」を表明しており、施設設備等の創エネ・省エネ化の推進を取組の基本方針に掲げている。このことから、設計委託契約後に、本市の方針とし

て省エネ化に伴う具体的方策（ZEB認定取得等）を示し、受託事業者と協議することとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 市長が定める令和5年度米子市建設工事（測量等業務）入札参加資格者名簿に登録区分が建築士で登録されている者のうち、格付されている業者又は米子市内に本店がある業者によって自主結成された共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の代表者（以下単に「代表者」という。）が次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。
 - ア 一級建築士を4人以上配置していること。
 - イ 平成16年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、延べ床面積の合計が1,000平方メートル以上の学校施設又は保育施設の建築設計業務の基本設計又は実施設計の業務（以下「同種業務」という。）に係る契約を履行した実績があること。

同種業務実績がない場合は、平成16年度以降に、単独又は共同企業体の代表者として、延べ床面積の合計が1,000平方メートル以上の庁舎、福祉施設その他の公共施設の建築設計業務の基本設計又は実施設計の業務に係る契約を履行した実績があること。
 - ウ 本基本設計業務に次に掲げる要件のすべてを満たす一級建築士を担当技術者（以下「配置予定技術者」という。）として配置することができること。
 - (ア) イの設計業務に従事した実績を有していること。
 - (イ) 一級建築士として5年以上建築設計の業務に携わった経験を有していること。
 - (ウ) 代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、本プロポーザルへの参加を申し込む日以前3か月以上前から継続しているものをいう。）にあること。
 - エ 最も大きな出資比率を有していること。
- (3) 各構成員（共同企業体の代表者を含む。）が次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
 - ア 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - イ 出資比率を20パーセント以上保有していること。
 - ウ 本プロポーザルにおいて他の共同企業体の構成員でないこと。
 - エ 本プロポーザルへの参加の申込み時点において米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止措置（以下単に「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。
- (4) 設計業務の一部を協力業者に再委託する場合は、令和5年度米子市建設工事（測量等業務）入札参加資格者名簿に登録区分が建築士で登録されている者のうち米子市内に本店がある業者を選定すること。

5 参加申込手続

参加希望者は、次に掲げるところにより本プロポーザルへの参加の申込みをすること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 参加申込者概要書（様式第2号）

ウ 美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務特定設計業務共同企業体協定書（様式第3号）の写し

(2) 提出場所

郵便番号 683-0811

米子市錦町一丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」

米子市教育委員会事務局こども政策課

電話番号 0859-21-8376

(3) 提出方法

書留郵便又は持参により提出すること。なお、提出書類は、(1)に掲げる順につづり（ホッチキス留め可）、正本（押印をしたもの）1部及び副本6部を提出すること。

(5) 提出期限

令和5年12月22日（金）午後5時まで（必着のこと。）

6 現地説明会

実施しない。

7 プロポーザル【技術提案】の提案課題

本プロポーザル【技術提案】の提案課題は、「基本事項」と次の3項目の「特定テーマ」とする。提案にあたっては、資料2「美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事に係る基本的な考え方」を踏まえ、作成すること。

また、施設の配置計画についても、資料2「美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事に係る基本的な考え方」に示す配置案を基準とすること。

(1) 基本事項

ア 基本的な考え方（基本コンセプト）

イ 業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、業務の工程、特に重視する設計上の配慮事項、その他業務実施上の配慮事項等

ウ 地域住民等の意見を取り入れる実施体制

(2) 特定テーマ

ア テーマ① 学校施設、保育施設、地域に関する提案について

(ア) 学校施設全体を学びの場として考え、多様な学習活動を展開できる施設環境の提案

(イ) 一人ひとりの個性や主体性を大切に、落ち着いた生活を送ることができる保育施設の提案

(ウ) 学校、認定こども園、地域が支え合い協働していくための共創空間の提案

- (エ) 認定こども園と義務教育学校の連携・接続を深めることができる施設環境の提案
- イ テーマ② 安心・安全かつ長期的利用が可能な施設の提案について
 - (ア) 児童生徒、園児、職員の安全・人権に配慮した施設の提案
 - (イ) 将来の教育・保育活動の変化に対応が可能な室の区画及び仕上げ等の提案
 - (ウ) 施設の維持管理や将来の改修等が行いやすい施設の提案
- ウ テーマ③ 環境や地域に配慮した施設の提案について
 - (ア) ライフサイクルコスト低減及び環境に配慮した施設整備の提案
 - (イ) 県産材等を活用し、地場産業の活性化を図る提案
- エ テーマ④ その他の提案について（任意）

8 技術提案書の記載上の留意事項

- (1) 技術提案は、本業務における具体的な取組方法などについて提案を求めるものであり、成果品の一部の作成、提出を求めるものではない。
- (2) 文字の大きさは、注記等を除き原則として10ポイント以上とする。
- (3) テーマに対する考えを文章で簡潔に記述すること。
- (4) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、設計内容が具体的に表現された設計図面や模型等は認めないものとする。詳細は、「技術提案における視覚的表現の許容範囲」（出典 平成30年4月2日 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐（総括担当）及び設備・環境課 課長補佐（総括担当）事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」（資料3）を参照のこと。
- (5) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。
- (6) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価の対象とならない。
- (7) 技術提案書の提出者（設計共同体の構成員、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載してはならない。

9 審査方法等

(1) 一次審査の実施

ア 審査方法

5により提出された書類について、4に定める参加条件を満たしているかどうかの審査を行い、一次審査合格者を決定する。

イ 結果通知

一次審査の結果については、参加希望者全員に通知する。なお、非選定となった場合には、その理由も併せて通知するものとし、非選定に係る通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（その期間中に日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）がある場

合においては、当該休日等を除く。)以内に、書面(様式は任意)により、その理由について説明を求めることができる。

(2) 二次審査の実施

一次審査の合格者は、次に掲げるところにより二次審査を受けることができる。

ア 提出書類

(ア) 本業務実施方針及び各テーマ(①～④)についての企画提案書(様式第4号-1～7)

(イ) 価格提案書(様式第5号)

イ 提出場所

参加申込書の提出場所と同じ

ウ 提出方法

書留郵便又は持参により提出すること。なお、提出書類は、アに掲げる順につづり(ホッチキス留め可)、正本(押印をしたもの)1部及び副本6部を提出すること。

エ 提出期限

令和6年1月25日(木)午後5時まで(必着のこと。)

オ 審査方法等

ヒアリング(プレゼンテーション)を令和6年1月31日(水)に実施した上、美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、資料4「美保中学校区義務教育学校校舎等新築工事基本設計業務プロポーザル審査項目」に基づき採点を行う。なお、ヒアリングを実施する時間、場所等は、一次審査の合格者に対し、別途、通知する。

カ 最優秀案等の選定

二次審査の結果、評価の高い順に優秀案を選定する。また、優秀案として選定されたもののうち、最高点を得たものを最優秀案として選定する。

なお、審査の結果によって、優秀案及び最優秀案を選定しない場合がある。

キ 結果の通知

審査の結果については、二次審査の参加者全員に通知する。なお、非選定となった場合には、その理由も併せて通知するものとし、非選定に係る通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日(その期間中に休日等がある場合においては、当該休日等を除く。)以内に、書面(様式は任意)により、その理由について説明を求めることができる。

(2) 評価委員会

評価委員会は、学識経験者及び関係職員等の5名により構成する。

10 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 質問方法

質問事項を記載した質問書(様式は、任意とする。ただし、連絡先として、会社名、担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを必ず記載すること。)を電子メール及びファクシミリで送付すること。

(2) 質問書送付先

米子市教育委員会事務局こども政策課

電子メール kodomo-seisaku@city.yonago.lg.jp

ファクシミリ 0859-23-5137

(3) 質問受付期限

ア 参加申込手続について 令和5年12月15日(金)午後5時

イ 二次審査について 令和6年1月12日(金)午後5時

(4) 質問への回答

次に掲げる期日に、米子市ホームページにおいて掲載する。なお、質問がない場合又は質問の内容が軽易である場合は、掲載しないものとする。

ア 参加申込手続について 令和5年12月19日(火)

イ 二次審査について 令和6年1月16日(火)

1.1 本基本設計業務の委託契約

市は、9により選定された最優秀案の提案者と本基本設計業務に関する契約の締結に係る交渉を行う。なお、当該交渉が不調となった場合は、9により選定された優秀案のうち評価の高いものから順に、その提案者と当該交渉を行う。

1.2 著作権及び工業所有権等

(1) 提案事項の利用

9(2)ア(ア)の提案書を提出した者(以下「提出者」という。)は、市に対し、当該提案書により提案した事項(以下「提案事項」という。)が、次に掲げる方法により利用されることを承諾するものとする。

ア 当該提案事項を利用して本工事の実施設計又は工事を行うこと。

イ アのために必要な範囲において、市自らが当該提案事項を複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること、又は市が委託した第三者をして当該提案事項を複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

(2) 工業所有権等の明示

提案事項に提出者以外の者が所有する著作権又は工業所有権等が含まれる場合においては、その旨を当該提案書に記載すること。

1.3 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加希望者の負担とする。

(2) 審査の公平性に影響を及ぼす行為があったと認められた場合は、当該行為を行った者は、本プロポーザルに参加する資格を失う。

(3) 提案された内容がこの要項に定める条件を極端に逸脱している場合は、当該提案を無効とする場合がある。

(4) 提案事項は、未発表のものに限る。

(5) 原則として、提出された提案書その他の書類は、返却しない。

- (6) 提出された提案書その他の書類は、選定に係る作業に必要な範囲において複製する。
- (7) 提出期限後における提案書の再提出及び差し替えは、原則として認めない。
- (8) 提案書その他の書類に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。
- (9) 配置予定技術者は、原則として、変更することができない。ただし、病気、死亡、退職等やむを得ない理由により変更が必要となった場合は、この限りでない。
- (10) 参加申込後に構成員が指名停止措置を受けた場合は、本基本設計業務に関する契約を締結しない。

1 4 問合せ先

郵便番号 683-0811

米子市錦町一丁目139番地3 米子市福祉保健総合センター「ふれあいの里」

米子市教育委員会事務局こども政策課

電話番号 0859-21-8376

ファクシミリ 0859-23-5137

電子メール kodomo-seisaku@city.yonago.lg.jp